

日弁連総第75号
2014年（平成26年）11月28日

川上村農林業振興事業協同組合
理事長 由井 久 殿

日本弁護士連合会
会長 村 越 進

勧告書

当連合会は、中国人農業技能実習生に関する人権救済申立事件について調査した結果、下記のとおり勧告する。

記

第1 勧告の趣旨

1 技能実習生の監理団体である貴組合は、中国の技能実習生送出し機関である東北亜国際交流中心及び吉林新潤対外経済貿易合作有限公司から研修生ないし技能実習生を受け入れていた。このうち2011年から2013年までの間に受け入れた技能実習生（以下あわせて「本件技能実習生」という。）について調査したところ、本件技能実習生は、長時間かつ休日の少ない厳しい労働環境と、狭く不衛生な寄宿舍が多いなどの厳しい生活環境などの過酷な条件下にあった。他方、上記送出し機関は、そのような環境から本件技能実習生が逃れたり、雇主に権利主張したりすることが事実上できないよう、私生活や交友関係に及ぶ規則とその違反に対する制裁金を定め、これら規則の遵守を監督する監督者を置き、さらに保証人・保証金による威嚇のもとで労働を強いて、雇用主に対する交渉力をも奪い、預貯金の自由な処分の可能性を奪うなどしていた。

貴組合は、本件技能実習生の監理団体として適正な技能実習が実施されるべく監査・指導等により監理すべき責務があるにもかかわらず、送出し機関によるこれらの不当な私生活や移動の自由への侵害を知りつつ、これらの送出し機関の行為を看過し、あるいは本件技能実習生の管理に利用していた。

このため、本件技能実習生は、憲法22条1項が保障する移転の自由、憲法13条が保障する自己決定権を奪われ、同条及び憲法25条が保障する生命、

身体、健康等、最低限の守られるべき人権を侵害されていた。

2 よって、当連合会は、貴組合に対して、以下を勧告する。

- (1) 送出し機関が、技能実習生同士の労働条件などについての情報交換を禁じ、仕事外においても赤い帽子を被ることを義務付けるなどの私生活の自由を制約する規則を定め、これを「罰金」をもって強制することを看過せず、このような規則を設ける送出し機関からは技能実習生を受け入れないこと。
- (2) 今後、技能実習生を監視する目的で、送出し機関から、その費用によって派遣された「班長」らを技能実習生の在留資格で受け入れないこと。
- (3) 貴組合に加盟する実習実施機関が、技能実習生へ直接賃金を現金で支払うか、技能実習生自身が管理する預貯金口座に賃金を振り込むように指導し、実習実施機関がこれに反する方法で賃金支払いを行わないように監理すること。
- (4) 送出し機関が、保証金等を徴収したり、技能実習生の労働契約の不履行に係る違約金を定めるなど不当に金銭その他の移転を予定する契約を締結していないかどうかを厳しく点検し、これを行っている送出し機関からは技能実習生を受け入れないこと。
- (5) 過去に貴組合の不当な管理により被害を被った研修生ないし技能実習生に対して被害の回復に努めること。

第2 勧告の理由

別紙「調査報告書」記載のとおり。

以上

日弁連総第75号

2014年（平成26年）11月28日

厚生労働大臣 塩崎恭久 殿

日本弁護士連合会

会長 村越 進

勸告書

当連合会は、中国人農業技能実習生に関する人権救済申立事件について調査した結果、下記のとおり勸告する。

記

第1 勸告の趣旨

1 技能実習生の監理団体である川上村農林業振興事業協同組合は、中国の技能実習生送出し機関である東北亜国際交流中心及び吉林新潤対外経済貿易合作有限公司から研修生ないし技能実習生を受け入れていたが、このうち2011年から2013年までの間に受け入れた技能実習生（以下あわせて「本件技能実習生」という。）について調査したところ、本件技能実習生は、長時間かつ休日の少ない厳しい労働環境と、狭く不衛生な寄宿舍が多いなどの厳しい生活環境などの過酷な条件下にあった。他方、上記送出し機関は、そのような環境から本件技能実習生が逃れたり、雇主に権利主張したりすることが事実上できないよう、私生活や交友関係に及ぶ規則とその違反に対する制裁金を定め、これら規則の遵守を監督する監督者を置き、さらに保証人・保証金による威嚇のもとで労働を強いて、預貯金の自由な処分の可能性を奪うなどの行為をした。同組合は、監理団体として、適正な技能実習の実施を監理するべき立場にあるところ、送出し機関がこれらの行為をしていることを知りながら、看過し、あるいはこれを利用して本件技能実習生の管理を行っていた。

本件技能実習生は、憲法22条1項が保障する移転の自由、憲法13条が保障する自己決定権を奪われ、同条及び憲法25条が保障する最低限の健康で文化的な生活を送ることのできる権利すら侵害されていた。

2 当連合会は、「外国人技能実習制度の廃止に向けての提言」（２０１１年４月１５日）及び「外国人技能実習制度の早急な廃止を求める意見書」（２０１３年６月２０日）において、団体監理型において受け入れられた技能実習生が、受入れ機関を特定した在留資格で監理団体、送出し機関という複数の機関を通じて受け入れられていることにより、受入れ団体、送出し機関との間で支配従属的な関係を生じやすいという構造的問題点を指摘し、さらに、逃亡防止目的で徴収される保証金等についても、技能実習生の本国にある送出し機関を規制することが困難であるという根本的な問題を指摘した。

本件は、まさにこれらの構造的問題点が顕著に発現したものであり、例えば、預貯金の強制的な管理の禁止、班長活動を目的とする入国の取締り等、一つ一つの手法に対する対症療法は、単に次の脱法的管理手段を生む結果にしかならぬ。

3 当連合会は、貴省に対して、以下を勧告する。

- (1) 直ちに、川上村農林業振興事業協同組合の人権侵害行為について被害実態の調査を行い、労働基準法等労働諸法令に基づく行政指導等を行って、再発防止策を講ずること。
- (2) 本件のような人権侵害行為を引き起こす構造的問題点を有する技能実習制度を、直ちに廃止すること。

第２ 勧告の理由

別紙「調査報告書」記載のとおり。

以上

日弁連総第75号
2014年（平成26年）12月1日

法務大臣 上川 陽子 殿

日本弁護士連合会
会長 村 越 進

勸告書

当連合会は、中国人農業技能実習生に関する人権救済申立事件について調査した結果、下記のとおり勸告する。

記

第1 勸告の趣旨

1 技能実習生の監理団体である川上村農林業振興事業協同組合は、中国の技能実習生送出し機関である東北亜国際交流中心及び吉林新潤対外経済貿易合作有限公司から研修生ないし技能実習生を受け入れていたが、このうち2011年から2013年までの間に受け入れた技能実習生（以下あわせて「本件技能実習生」という。）について調査したところ、本件技能実習生は、長時間かつ休日の少ない厳しい労働環境と、狭く不衛生な寄宿舍が多いなどの厳しい生活環境などの過酷な条件下にあった。他方、上記送出し機関は、そのような環境から本件技能実習生が逃れたり、雇主に権利主張したりすることが事実上できないよう、私生活や交友関係に及ぶ規則とその違反に対する制裁金を定め、これら規則の遵守を監督する監督者を置き、さらに保証人・保証金による威嚇のもとで労働を強いて、預貯金の自由な処分の可能性を奪うなどの行為をした。同組合は、監理団体として、適正な技能実習の実施を監理するべき立場にあるところ、送出し機関がこれらの行為をしていることを知りながら、これを看過し、あるいはこれを利用して本件技能実習生の管理を行っていた。

本件技能実習生は、憲法22条1項が保障する移転の自由、憲法13条が保障する自己決定権を奪われ、同条及び憲法25条が保障する最低限の健康で文化的な生活を送ることのできる権利すら侵害されていた。

- 2 当連合会は、「外国人技能実習制度の廃止に向けての提言」（2011年4月15日）及び「外国人技能実習制度の早急な廃止を求める意見書」（2013年6月20日）において、団体監理型において受け入れられた技能実習生が、受入れ機関を特定した在留資格で監理団体、送出し機関という複数の機関を通じて受け入れられていることにより、受入れ団体、送出し機関との間で支配従属的な関係を生じやすいという構造的問題点を指摘し、さらに、逃亡防止目的で徴収される保証金等についても、技能実習生の本国にある送出し機関を規制することが困難であるという根本的な問題を指摘した。

本件は、まさにこれらの構造的問題点が顕著に発現したものであり、例えば、預貯金の強制的な管理の禁止、班長活動を目的とする入国の取締り等、一つ一つの手法に対する対症療法は、単に次の脱法的管理手段を生む結果にしかならぬ。

- 3 当連合会は、貴省に対して、以下を勧告する。
- (1) 直ちに、川上村農林業振興事業協同組合の人権侵害行為について被害実態の調査を行い、「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」に基づく不正行為認定を行って技能実習生の受入れを停止し、改善指導等により再発防止を図ること。
 - (2) 本件のような人権侵害行為を引き起こす構造的問題点を有する技能実習制度を、直ちに廃止すること。

第2 勧告の理由

別紙「調査報告書」記載のとおり。

以上

中国人農業技能実習生に関する人権救済申立事件

調査報告書

2014年（平成26年）11月20日

日本弁護士連合会

人権擁護委員会

目 次

第1	結論	1
第2	理由	1
1	調査開始に至った経緯	1
2	調査の対象	2
3	調査の経過	3
4	調査結果	4
5	技能実習制度について	6
6	川上村と技能実習生について	11
7	本件技能実習生の労働実態・労働環境	13
	(1) 労働時間・賃金	13
	(2) 労働環境	17
	(3) 住環境	19
8	本件技能実習生に対する管理	21
	(1) 規則と罰金制度	21
	(2) 班長制度	25
	(3) 預貯金の強制的な管理	27
	(4) 旅券の強制的な管理（取上げ）	29
	(5) 送出し機関による保証金徴収・違約金契約（保証人契約）	30
9	本件技能実習生に関する労働実態等の評価及び支配管理の構造	32
	(1) 総論	32
	(2) 本件技能実習制度に関する労働実態等の評価	32
	① 過酷な労働実態	32
	② 劣悪な住環境	33
	③ 本件技能実習生に関する支配管理の構造	34
10	人権侵害該当性	36
11	厚生労働省及び法務省への勧告事項	40
12	結語	42

事 件 名 中国人農業技能実習生に関する人権救済申立事件（2012年度第3
1号）

調査開始日 2012年（平成24年）11月8日

第1 結論

本件について、別紙記載のとおり、川上村農林業振興事業協同組合、厚生労働省及び法務省に対し勧告するのが相当である。

第2 理由

1 調査開始に至った経緯

(1) 本件は、東京弁護士会に送付された投書（2012年10月22日受付。以下「本件投書」という。）が端緒となり調査を開始した事件である。同投書は、中国吉林省から農業技能実習生として来日し、長野県南佐久郡川上村（以下「川上村」という。）でレタス生産等の作業に従事していた中国人男性（以下「X氏」という。）名義の投書であり、その内容は、中国吉林省から来日した川上村の農業技能実習生が深刻な人権侵害を受けていることにつき救済を求めるものであった。

本件投書には、

- ・来日前に聞かされていた待遇と実際の待遇との間に大きな隔たりがあり、このことを抗議すると「班長」に殴られ、「今度文句を言ったら手の指を切り落とすぞ」と脅かされた上、高額 of 罰金を徴収された
- ・技能実習生は様々な規則を押し付けられ、違反すると罰金が科されていたほか、重大な規則違反があった技能実習生は中国に強制的に帰国させられていた
- ・「班長」は、技能実習生としての作業に従事することなく罰金の徴収に従事しており、協同組合は、入国管理局を騙して「班長」を技能実習生として来日させていた
- ・重大な規則違反があった技能実習生は逃げられないよう旅券を取り上げられた
- ・毎日深夜2時から野菜の出荷をして夕方6時まで、休日もなく働かされており、過酷な労働に従事させられていた
- ・受入れ機関の農家からは、日常的に暴力を振るわれていた

等、技能実習生が重大な人権侵害を日常的に受けているとの訴えが詳細に記載されていた。

また、本件投書には、川上村農林業振興事業協同組合が受け入れる技能実習生の送出し機関の一つである東北亜国際交流中心の名義で中国語で作成された「2009年川上村地区研修守則」と題する文書の写しなど（その内容につき第2・8（1）参照）とその日本語の訳文、同守則により罰金を科された研修生ないし技能実習生の氏名、出身地区、違反理由、違反日時、罰金額と思われる記載のあるリスト（以下「罰金リスト」という。）が添付されていた。

- (2) 東京弁護士会は、本件投書の内容を検討し、事案の重大性から当連合会で取り扱われるのが相当と判断して当連合会に移送し、2012年11月2日付けで当連合会において受け付けた。

当連合会人権擁護委員会は、2012年11月8日、本件投書の名義人である中国人元技能実習生の申立意思を確認できないため不開始としたものの、訴えの内容の深刻さ等に鑑み、職権で調査を開始した。

2 調査の対象

- (1) 川上村の技能実習生は、その多くが中国から来日しているが、フィリピン、ミャンマー等中国以外の国から来日している者も存する。中国から来日している技能実習生については、その多くが吉林省から来日しているが、四川省等の他地域から来日している者も存する。いずれの技能実習生も、いわゆる団体監理型での受入れである。第2・5で詳述のとおり、技能実習生の受入れ方法については、「企業単独型」と「団体監理型」の2つの型があり、団体監理型においては、技能実習生は、中国等の「送出し機関」で募集され、「監理団体」を通じて来日し、「実習実施機関」で技能実習を行う。

本件で問題となる吉林省出身の川上村の技能実習生は、2011年までは東北亜国際交流中心、2012年以降は東北亜国際交流中心の関係団体である吉林新潤対外経済貿易合作有限公司が送出し機関となって募集され、いずれも川上村農林業振興事業協同組合が監理団体となって来日した上で、実習実施機関である個々の受入れ農家でレタス栽培等に従事している。

中国でも四川省等他地域からの技能実習生は、他の送出し機関を通じて来日している。監理団体についても、川上村には複数の監理団体を通じて技能実習生が来日しており、吉林省出身の中国人技能実習生以外には、川上村農林業振興事業協同組合以外の監理団体を通じて来日している者もいる。

- (2) 本件は、本件投書の内容に関する人権侵害を調査するものであることから、その人権侵害の有無の調査範囲を、川上村の技能実習生のうち、2011年か

ら2013年までの間に来日し、出身地が中国吉林省、送出し機関が東北亜国際交流中心ないしその関係団体である吉林新潤対外経済貿易合作有限公司（なお、川上村農林業振興事業協同組合によれば、2013年は東北亜国際交流中心からの技能実習生は受け入れていないとのことである。）、監理団体が川上村農林業振興事業協同組合である技能実習生が受けた人権侵害に限定した。

(3) なお、調査に当たっては、上記の技能実習生のうち、2011年及び2013年に来日した技能実習生に対する調査を行った。本件投書の名義人とされるX氏が2011年に来日した技能実習生であること等がその理由である。

その中でも、特に班長制度（班長制度については後記第2・8(2)で詳述する。）については、同制度が存在していた2011年の技能実習生に対する調査の結果に基づいて事実認定を行った。なお、班長制度は2012年5月以前に終了しており、2013年は班長制度の存在は確認できなかった。

また、労働時間・賃金や住環境等については、主に、2013年の技能実習生に対する調査の結果に基づいて事実認定を行ったが、時期的に近接した2011年及び2012年においても、その労働時間や賃金、住環境等は大きな差異はないものと推認される。

(4) 以下、川上村の技能実習生のうち、2011年から2013年までの間に来日し、出身地が中国吉林省、送出し機関が東北亜国際交流中心又は吉林新潤対外経済貿易合作有限公司、監理団体が川上村農林業振興事業協同組合である技能実習生を、「本件技能実習生」という。また、川上村農林業振興事業協同組合を「本件協同組合」という。

3 調査の経過

本件の調査の経過は、以下のとおりである。

- | | |
|------------------|----------------------------------|
| 2012年11月8日 | 職権による調査開始 |
| 2013年6月2日 | 労働組合LCCながの執行委員長高橋徹氏及び関係者A氏から事情聴取 |
| 2013年6月19日 | 関係者B氏から事情聴取 |
| 2013年7月15日 | 川上村現地調査（1回目） |
| 2013年7月15日 | 関係者C氏から事情聴取 |
| 2013年7月29日 | 東京入国管理局に対する照会（1回目） |
| 2013年8月16日 | 東京入国管理局から回答書（8月15日付け）受領 |
| 2013年9月12日 | 東京入国管理局に対する照会（2回目） |
| 2013年9月16日～9月19日 | 中国吉林省においてX氏及び本件技能実 |

習生の遺族から事情聴取

- 2013年10月18日～19日 川上村現地調査（2回目）及び本件技能実習生4名，中国人技能実習生1名から事情聴取
- 2013年11月3日 関係者C氏から事情聴取
- 2013年12月18日 東京入国管理局から回答書（12月13日付け）受領
- 2013年12月19日 本件協同組合理事長及び同組合関係者から事情聴取
- 2014年2月10日 東京入国管理局（3回目），長野労働局，小諸労働基準監督署，長野地方検察庁，長野県佐久警察署，公益財団法人国際研修協力機構（JITCO），JA長野厚生連佐久総合病院，JA長野厚生連佐久総合病院小海分院，三井住友海上火災保険株式会社，株式会社国際研修サービスに対する照会
- 2014年2月27日 公益財団法人国際研修協力機構（JITCO）から回答書（2月26日付け）受領
- 2014年3月1日 長野地方検察庁から回答書（2月28日付け）受領
- 2014年3月6日 長野県佐久警察署から回答書（3月5日付け）受領
- 2014年3月7日 三井住友海上火災保険株式会社から回答書（3月6日付け）受領
- 2014年3月29日 東京入国管理局から回答書（3月27日付け）受領
- 2014年4月28日 JA長野厚生連佐久総合病院から回答書（4月25日付け）受領
- 2014年6月20日 JA長野厚生連佐久総合病院小海分院から回答書（6月19日付け）受領
- 2014年6月26日 厚生労働省及び法務省に対する照会
- 2014年7月1日 長野労働局及び小諸労働基準監督署から回答書（いずれも6月30日付け）受領
- 2014年7月28日 法務省から回答書（7月24日付け）受領
厚生労働省から回答書（7月25日付け）受領

4 調査結果

(1) 関係者らからの事情聴取

- ① 2013年6月2日，本件協同組合との間で2012年10月に技能実習生からの罰金徴収等について話し合いを行うなどの調査を行った「労働組合LCCながの」の執行委員長である高橋徹氏及び本件に関する事情を知る関係

者A氏と面会の上、事情聴取を行った。

- ② 2013年6月19日、2010年5月から2011年10月まで川上村内で物産店（中国語のサイトに接続できるインターネットカフェ併設）を営んでいた関係者B氏と面会の上、事情聴取を行った。
- ③ 2013年7月15日、本件に関する事情を知る関係者C氏と面会の上、事情聴取を行った。
- ④ 2013年11月3日、本件に関する事情を知る関係者C氏と面会の上、事情聴取を行った。

(2) 東京入国管理局に対する照会

- ① 2013年7月29日付けで、東京入国管理局に対し、X氏の中国における居住地等について照会し、回答を受けた。これにより、本件投書に記載がある元技能実習生が実在の人物であり、かつ川上村で技能実習をしていたことが確認できた。
- ② 2013年9月12日付けで、東京入国管理局に対し、本件投書に氏名の記載がある元技能実習生19名の中国における居住地等について照会し、回答を受けた。これにより、本件投書に記載がある元技能実習生が実在の人物であり、かつ川上村で技能実習をしていたことが確認できた。
- ③ 2014年2月10日付けで、東京入国管理局に対し、川上村において技能実習に関する調査や指導等を行った事実の有無等4項目にわたる照会をしたが、「個人情報の保護及び情報提供者との信頼関係の維持の観点から」、「今後の当局による調査に支障を来すおそれがあることから」等の理由で回答を差し控える旨の回答を受けた。

(3) 川上村における現地調査及び本件技能実習生からの事情聴取

- ① 2013年7月15日、川上村に赴き、現地調査（現地視察等）を行った。
- ② 2013年10月18日・19日、川上村に赴き、現地調査（現地視察、本件技能実習生4名（以下「本件聴取対象者4名」という。）及び中国人技能実習生1名からの事情聴取、寄宿舍の訪問調査等）を行った。

(4) 中国吉林省における事情聴取

2013年9月16日～9月19日、中国吉林省に赴き、本件投書の名義人とされていたX氏の自宅を訪ねて同氏と面会し、事情聴取を行った。また、川上村で死亡した本件技能実習生の遺族と面会し、事情聴取を行った。

なお、X氏からの事情聴取の結果、本件投書が同氏の作成によるものではなく、誰かがX氏の名前で投書したものであること、他方で、本件投書の記載内容の多くが同氏の認識と一致することを確認した。

(5) 本件協同組合理事長及び同組合関係者からの事情聴取

2013年12月19日、本件協同組合事務所を訪問し、理事長及び同組合関係者から事情聴取を行った。

(6) 長野労働局等に対する照会

2014年2月10日、長野労働局、小諸労働基準監督署、長野地方検察庁、長野県佐久警察署、公益財団法人国際研修協力機構（JITCO）、JA長野厚生連佐久総合病院、同病院小海分院、三井住友海上火災保険株式会社、株式会社国際研修サービス（計9か所）に対する照会を行った。

しかし、計9か所とも、「個人情報の保護」「情報提供者との信頼関係の維持」等を理由に、あるいは理由を示さずに、具体的な回答ができない旨の回答であった。

(7) 厚生労働省及び法務省に対する照会

2014年6月26日、厚生労働省及び法務省に対する照会を行った。

これに対し、厚生労働省及び法務省より回答を差し控える旨の回答を受けた。

(8) その他、川上村に関する報道の有無及びその内容の調査、川上村周辺地域の気温に関する調査等を随時行った。

(9) なお、前記(2)、(6)及び(7)記載のとおり、この間、厚生労働省及び法務省をはじめ計12か所に対し、延べ14回の照会を行ったが、2014年2月10日以降に行った計12か所延べ12回の照会に対しては、具体的な回答がほとんど得られなかった。

したがって、当委員会としては、主として、関係者からの事情聴取、川上村における現地調査、特に、現地視察、本件聴取対象者4名からの事情聴取及び寄宿舍の訪問調査、X氏からの事情聴取、並びに本件協同組合からの事情聴取等の結果に基づき、第2・7以下の事実認定を行った。

5 技能実習制度について

(1) 外国人研修・技能実習制度（旧制度）の沿革

外国人研修・技能実習制度は、主に開発途上国から外国人を招いて、各種の技能・技術等の習得を援助・支援して人材育成を行い、日本が有する汎用性の高い技術を移転することで国際社会に貢献することを目的として設けられた制度であった。

この制度の沿革及び内容は、以下のとおりである。

1989年の出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）改正に

より在留資格「研修」が設けられ、1991年には、法務省告示により従前の企業単独型の受入れに加えて、団体監理型の受入れも認められ、海外企業との関係がない中小企業でも、事業協同組合や商工会議所などの中小企業団体を通じた研修生受入れが可能となった。

1993年には、法改正によることなく「技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針」と題する法務省告示が出され、在留資格「研修」での1年間の研修を修了した者について、引き続き1年を限度として、在留資格「特定活動」の下で技能実習を行うことを目的としての在留が可能となり、1997年には、その滞在期間の上限が2年に延長された（在留資格「研修」での滞在期間と併せて最長3年間）。

研修生・技能実習生の受入れは、団体監理型による受入れが圧倒的多数（旧制度最終年の2009年はJITCO支援受入れの91.4%）を占めていた（JITCO「JITCO白書（2010年度版）」）。なお、JITCOは、外国人研修・技能実習制度の適正かつ円滑な推進に寄与するためとして、1991年、法務省、外務省、通商産業省及び労働省の4省共管により設立された公益財団法人である（現在は、法務省、外務省、経済産業省、厚生労働省及び国土交通省の5省共管）。

圧倒的多数を占める団体監理型において、研修生は、中国等の送出し機関で募集され、第一次受入れ機関（事業協同組合等）を通じて来日し、第二次受入れ機関（中小企業等）での研修を開始する。研修生は、1年目は労働関係諸法令の適用されない「研修生」として座学・実務の研修を実施した後、2～3年目は労働関係諸法令の適用される「技能実習生」として技能実習を行うこととされていた。

外国人研修生の新規入国数は、1991年の4万3649人から旧制度最終年2009年の8万480人へと増加した。技能実習移行者数も2009年には6万2207人まで増加し、2009年時点で、日本に在留する研修生・技能実習生の総数は約20万人に及ぶこととなった（JITCO「JITCO白書（2010年度版）」）。

(2) 技能実習制度（新制度）への施行（2010年7月）

しかし、旧制度は、その目的とは異なり、研修生・技能実習生が実質的に低賃金労働者として働かされたり、受入れ機関によって旅券や通帳等を取り上げられたり、賃金の一部を強制的に取り上げられて受入れ機関が管理する本人名義の通帳に預金させられたりする等の悪質な人権侵害行為が横行している等の問題が指摘され、国内外から批判を受けた（主なものとして、アメリカ国務省

「人身売買監視対策室・人身売買報告書」2007年6月・2008年6月・2009年6月、「国際人権（自由権委員会）総括所見」2008年10月、「人、とくに女性と子どもの人身売買に関する特別報告者ジョイ・ヌゴジ・エゼイロ提出の報告書」2010年5月12日及び「移住者の人権に関する特別報告者ホルヘ・ブスタマンテによる報告」2011年3月21日。なお、後二者の国連特別報告者による報告は、旧制度改正後に発表されたが、旧制度に関するものである。）。

これを受けて、2009年、入管法が改正され、外国人研修・技能実習制度は、公的な研修及び非実務のみの研修を除いて、実習実施機関との雇用契約を前提とする在留資格「技能実習」の下での技能実習制度に一本化された。これにより、技能実習生に対して、来日した1年目から、旧制度では適用のなかった労働関係諸法令が適用されることとなり、2010年7月から施行されている。

新制度においても日本での在留期間の上限は3年であり、1年目は技能実習「1号」として、2～3年目は、対象職種・作業について技能検定基礎2級等に合格後に技能実習「2号」へ移行する。

新制度における技能実習生の受入れについても、企業が外国の現地法人等から直接受け入れる企業単独型（在留資格は、技能実習「イ」）と、事業協同組合・商工会議所等の受入れ団体が外国の送出し機関と協定を結んで傘下の中小企業に受け入れる団体監理型（在留資格は、技能実習「ロ」）の2つの型があるが、後者による受入れが圧倒的多数（2012年は、研修生・技能実習生1号のうち、技能実習生1号ロが91.2%、技能実習2号移行申請者のうち、技能実習生2号ロが約96.7%）を占める構造は旧制度と変わっていない（JITCO「JITCO白書（2013年度版）」）。

団体監理型において、技能実習生は、中国等の送出し機関で募集され、監理団体（事業協同組合等）を通じて来日し、実習実施機関（中小企業、農家等）での技能実習を開始する点も同様である。

技能実習2号についてみると、実習実施機関の従業員規模は50名未満が80.9%、職種別では機械・金属、繊維・衣服、食料品製造、農業の分野が多い（JITCO「JITCO白書（2013年度版）」）。

技能実習制度の対象職種は、2014年4月1日現在で68職種126作業となっており、農漁業関係では畑作・野菜、酪農、まぐろはえ縄漁業など、建設業関係では大工工事、タイル貼りなど、繊維・衣服関係では織物・ニット浸染、靴下製造など、現実には非熟練労働を多く含み得る様々な作業が対象とな

っている。

このように、制度の目的とは異なり、技能実習生の多くが小規模の受入れ先で非熟練労働に従事している実態は、制度改正によっても基本的に変わっていない。

法務省が2014年10月21日に発表した「平成26年6月末現在における在留外国人数について（確定値）」によれば、2014年6月末時点で技能実習の在留資格を有して日本に在留する外国人は16万2154人となっており、改正法施行前と比較してもその数に大きな変動はない。

(3) 技能実習制度に対する批判

前項で述べたとおり、現行の技能実習制度は、入管法改正により2010年7月から施行されているが、同法改正に当たり、衆参両議院法務委員会附帯決議が「本法による外国人研修・技能実習制度の見直しに係る措置は、外国人研修生・技能実習生の保護の強化等のために早急に対処すべき事項についての必要な措置にとどまるものであることにかんがみ、同制度の在り方の抜本的な見直しについて、できるだけ速やかに結論を得るよう、外国人研修生・技能実習生の保護、我が国の産業構造等の観点から、総合的な検討を行うこと」としているとおおり、研修・技能実習制度の弊害のうち、緊急に対応すべきものについての施策を定めたものにすぎないと位置付けられている。

すなわち、前項で述べたとおり、新制度においては、旧制度における1年目の受入れが、その実態は低賃金労働者の受入れであったのに、制度上は「研修生」の受入れとされたため、労働関係諸法令が適用されなかったという問題点は是正されたが、その他については、旧制度の基本的な枠組みを維持したまま、専ら規制の強化によって制度の適正化を図ろうとしたものであって、抜本的見直しとは評価し得ないものであった。

実際、現行の技能実習制度が施行されてからも、旧制度下におけるのと同様に、技能実習生が時給300円程度という最低賃金以下の賃金・時間外労働手当しか支給されていない事例、会社がプレス機の安全装置の故障を知っているが修理せず使用させたため技能実習生が挟まれ死亡した事例、技能実習生の女性が受入れ企業の社長から胸を触られる等のセクハラ被害を受けたにもかかわらず本国へ強制的に帰国させられることを恐れて抵抗できない事例等、多くの問題事例が報告されており（法務省入国管理局「平成25年の『不正行為』について」2014年5月、厚生労働省「外国人技能実習生の実習実施機関に対する監督指導、送検の状況」2013年7月3日、JITCO「2012年度外国人技能実習生の死亡事故発生状況」2013年12月1日等）、国内外

からの批判は止んでいない（主なものとして、アメリカ国務省「人身売買監視対策室・人身売買報告書」2010年6月・2011年6月・2012年6月・2013年6月・2014年6月及び総務省行政評価局「外国人の受入対策に関する行政評価・監視—技能実習制度等を中心として—結果報告書」2013年4月等）。

(4) 技能実習制度に対する当連合会の見解

① 当連合会は、入管法改正法成立に当たっての前記附帯決議でも課題として挙げられた技能実習制度の抜本的な見直しについて検討し、2011年4月15日に「外国人技能実習制度の廃止に向けての提言」を公表し、外国人技能実習制度はこれを廃止するべきであると提言している。この提言においては、入管法改正前の労働関係諸法令違反の具体的事例7例、送出し機関と外国人研修生・技能実習生との契約の具体的事例10例、及び強制帰国の具体的事例10例の計27事例を収集・分析し、その結果を公表している。

また、当連合会は、2013年6月20日に「外国人技能実習制度の早急な廃止を求める意見書」を公表し、再度外国人技能実習制度の廃止を提言している。この意見書においては、入管法改正後の新たな外国人技能実習制度に関し、労働組合、国際交流協会等の83の関連団体に対して事例調査を実施して203例の問題事例を収集・分析し、その結果を公表している。

さらに、2014年6月18日には「技能実習制度の見直しの方向性に関する検討結果（報告）に対する会長声明」を公表し、適正化に関する見直しの方向性をより徹底して技能実習制度の廃止に結びつけること、非熟練労働者の受入れを拡大するのであれば、そのこと自体を制度目的とし、対等な労使関係の形成が可能な新たな制度を設けることなどを更に徹底して検討することを求めている。

② 当連合会が技能実習制度の廃止を提言している理由は、技能実習制度が受入れ先での技能実習による技術習得を通じて海外に技術を移転するという目的の下で創設されたものであるにもかかわらず、現実には、農業、漁業、縫製などの非熟練労働の労働力不足解消のために利用されている実態があり、この実態と乖離した制度目的のために、労働者の保護という観点からの制度設計が極めて不十分にならざるを得ない点にある。

具体的には、技能実習生は、技能実習を実施する予定の受入れ機関を特定した上で在留資格が与えられるため、原則として職場移転の自由がないことが挙げられる。このため、技能実習生が受入れ機関の処遇に不満を持ったからといって他の職場に転職することはできず、あるいは、受入れ機関の不正

行為などを告発すれば、次の受入れ先が見つからない限り、技能実習自体の継続が困難になる可能性が高い。このために、技能実習生は、受入れ機関との間で対等な関係を持つことが困難であり、構造的に、受入れ先と技能実習生の支配従属的な関係を生じさせやすい。

加えて、技能実習制度には、送出し機関の規制の困難性や監理団体による監視機能の弱体性という構造的問題も存する。新制度下において明確に禁止されたにもかかわらず、送出し機関との間で、保証金を徴収され、日本における正当な権利行使を禁止する契約と、その違反に対する違約金契約を技能実習生が締結させられている例が多く見られるとの現状があるが、日本の国内法で海外の送出し機関を規制することは困難である。また、特に団体監理型の受入れにおいて、監理団体が実習実施機関から高額の「実習生管理費」等の費用を徴収する事案があるなど、実質的な賃金の中間搾取の危険が発生している。

6 川上村と技能実習生について

川上村は、長野県の東南端に位置する日本有数のレタス産地であり、農家の平均収入が2500万円を超えるとの報道があるなど、先進的な取組による農業の成功例として知られている。

しかし、川上村のレタス栽培が多くの外国人農業技能実習生の労働によって支えられていることは、それほど知られてはいない。前記2(1)で述べたとおり、同村の技能実習生の国籍は中国、フィリピン、ミャンマー等であるが、特に中国からの技能実習生が多い。

2005年(平成17年)の国勢調査によれば、川上村の人口は4759人であるが、報道(産経新聞・2009年8月15日付け¹)によれば、同年、人口の16%に相当する702人の農業研修生が中国から来日して同村で就業したとされている。また、川上村の就業人口は約2950人であり、その約7割の2089人が農業に従事しているとされているから、およそ同村の農業従事者の3人に1人は中国人研修生(現在は技能実習生)であったといえることができる。

前記の報道によれば、川上村のレタス生産は6月から10月までとされており、冬は気温が零下18度まで下がるため農業はできず、夏の間には1年分を稼ぎ出さなければならないとされている。また、10数年前までは農家が求人誌で募集すれば都市部の学生や高校生らアルバイトが千人規模で押し寄せたこともあった

¹ 「農作業に汗する中国人研修生 長野・川上村」『産経新聞』2009年8月15日付け、1面

が、その後は腰をかがめての重労働が嫌われ、人手不足が深刻化したことから、2004年から外国人研修制度（当時）を利用して中国人の受入れを開始したとされている。

その後の2010年（平成22年）の国勢調査によれば、川上村の人口は4972人であり、うち日本人は4189人、外国人は783人であって、人口に占める外国人の割合は15.7%であるから、近時この傾向は変わっていないといえる。

2013年7月の現地調査においても、多くの技能実習生が、農作業中に出身地の送出し機関毎に定められた赤色や紺色の野球帽、制服を着用している様子が確認された。

なお、川上村でレタス栽培に従事する技能実習生は、レタス生産の時期に合わせて毎年3月から4月にかけて来日し、収穫の終わった後の10月末から11月にかけて帰国をするという変則的な在留期間を予定しており、毎年、異なる技能実習生が来日している。

また、現地調査を通じて、村内には、唯一の鉄道駅としてJR小海線「信濃川上」駅があるものの、ほかに村外に通じる公共交通機関はないことが確認された。また、技能実習生の村内の移動手段は、基本的には徒歩又は自転車であることも確認された。

なお、川上村の技能実習生に関する近時の公的機関の発表や報道としては、以下のものがある。

- ① 2011年10月、川上村や隣接する南牧村で受け入れられた中国人技能実習生が「中国で受けた説明と待遇が違う」等として監理団体である八ヶ岳高原事業協同組合に抗議してストライキを実施し、33名の中国人技能実習生が途中帰国したとの報道（信濃毎日新聞・2011年10月14日²及び同月30日³付け）
- ② 2012年10月、中国人技能実習生が早朝、宿舎周辺の橋より45m下の川に転落し、死亡したとの発表（JITCO「2012年度 外国人技能実習生の死亡事故発生状況」2013年12月1日。なお、JITCOの発表では地域が特定されていないが、当委員会の調査によれば、川上村で発生した事案であることが判明している。）

² 「川上・南牧で中国人数十人帰国の可能性 農家と実習生待遇めぐり溝」『信濃毎日新聞』2011年10月14日、35面

³ 「待遇めぐり騒動 中国に33人帰国 実習生頼み 川上・南牧 農家戸惑い」『信濃毎日新聞』2014年10月30日、37面

- ③ 2012年10月28日午前0時15分頃、中国人技能実習生が宿舎に戻るため県道を自転車で走行中、対向車線を走行中の乗用車に衝突し、10時間後に死亡したとの発表及び報道（同上、信濃毎日新聞・2012年10月29日付け⁴）
- ④ 川上村において、入国管理局が例年は技能実習生に遅くとも3月下旬までには在留資格認定証明書を交付しているのに、2014年については4月下旬になっても交付していないとの報道（信濃毎日新聞・2014年4月22日付け⁵）

7 本件技能実習生の労働実態・労働環境

(1) 労働時間・賃金

① 調査の端緒

本件の調査の端緒となった本件投書には、毎日深夜2時から野菜の出荷をして夕方6時まで、休日もなく働かされており、時間外労働時間が600時間を越えるなど、過酷な労働に従事させられていた、給料や時間外労働手当は全部罰金として徴収されており、生活費もない等、長時間・深夜にわたる休日もない過重労働や、賃金・時間外労働手当の未払いを窺わせる事情が記載されていたため、本件技能実習生の労働時間・賃金及びその支払状況を調査した。

② 調査の経過

ア 雇用契約書

2013年10月の川上村における事情聴取の際、本件聴取対象者4名のうち1名が所持していた2013年度の実習実施機関である農家との雇用契約書には、2013年度の労働条件が以下のとおり定められている。

なお、2013年12月19日に本件協同組合の事務所を訪問して事情聴取を行った際、同協同組合理事長より、2014年に受入れを予定している中国人技能実習生と実習実施機関である農家が締結する予定の雇用契約書のひな形の提供を受けたが、その内容は2013年度の雇用契約書の内容と基本的に同じであった。

(ア) 雇用契約期間

⁴ 「川上で自転車の中国人農業技能実習生が死亡」『信濃毎日新聞』2012年10月29日付け、26面

⁵ 「高原野菜の産地 小海・川上・南牧 外国人実習生来日遅れ 農産業への影響懸念」『信濃毎日新聞』2014年4月22日、35面

5月1日から10月31日までの6か月間

(イ) 所定労働時間

変形労働時間制を採用しており、各月ごとの所定労働時間は、

5月、10月は、週32時間、月140時間

6月、9月は、週40時間、月176時間

7月、8月は、週48時間、月212時間

と定められている。

なお、1週間の所定労働時間数は6か月平均して週40時間であり、6か月の総所定労働時間数は1056時間、所定労働日数は156日である。また、所定時間外労働が予定されている。

休日は、定例日が定められておらず、週1回又は4週4日以上と定められている。なお、年次有給休暇はない。

(ウ) 賃金

時給は長野県内の最低賃金と同額である700円と定められており、月給は(イ)の月ごとの変形労働時間に応じて、

5月、10月は、9万8000円

6月、9月は、12万3200円

7月、8月は、14万8400円

と定められている。

また、割増賃金率は、所定外時間外労働25%、休日労働35%、深夜労働25%と定められている。

賃金支給日は、毎月末日締め、翌月10日払いであり、口座振込みと定められている。

賃金支払時の控除については、社会保険料1500円（月額。以下も同じ）、住居費1万6000円、水道光熱費4000円、共益費3000円、米代5000円の計2万9500円と定められている。

イ 現地調査

(ア) 労働時間について

2013年10月の川上村における事情聴取において、労働時間に関して、本件聴取対象者4名全員が、レタス出荷がピークを迎える7、8月の残業の存在について述べ、うち3名は、より具体的に、7、8月については午前0時頃から午後5時頃まで野菜の栽培や出荷の作業を行い、休日もほとんど与えられなかった、また、休憩についても、1時間以上のまとまった休憩を与えられなかったと述べた。

本件聴取対象者4名のうち1名は、7、8月の2か月の間に45日間連続勤務を余儀なくされ、過酷な労働とあいまって20kg以上体重が減少したと述べた。また、別の1名も、同期間に体重が10kg以上減少したと述べた。

本件聴取対象者4名のうち3名によれば、他の本件技能実習生も、体重が減少する以外に、腰を悪くするなど何らかの体調不良を訴える者が多く、中国に帰国後も病院での治療を余儀なくされる者もいるとのことであった。

そして、本件聴取対象者4名のうち3名は、このような長時間かつ休日のない労働実態は、来日前に中国の送出し機関で受けた説明とは全く異なると述べていた。送出し機関からは、労働時間は長くても1日8時間であり、具合が悪くなったら休むこともできると聞いていたとのことであった。

(イ) 賃金額の計算方法について

本件聴取対象者4名のうち3名によれば、時間外労働時間の把握方法は、受入れ農家が計算した時間外労働手当を示され、同氏らが自分の手元の集計と確認した上、署名又は押印している方法によっているとのことであった。

しかし、受入れ農家の計算する時間外労働時間は、1日当たり1～1.5時間少なく計算されている場合があるとのことであった。本件聴取対象者4名のうち1名は、受入れ農家が、7、8月の月間の時間外労働時間を約150時間と計算したのに対し、本件聴取対象者が、手元の集計では10～15時間分多く支払われるはずであると訴えても、「米をたくさん食べても米代を月額5000円以上は控除していないのだから細かいことを言うな」などと言われ、修正に応じてもらえなかったと述べた。

また、本件聴取対象者4名のうち3名は、休日割増手当が付く日が予め定められておらず、受入れ農家は、1週間のうちで最も稼働時間の少なかった日を「休日」と扱って時間外労働手当を計算していると述べた。

(ウ) 賃金の支払方法について

本件聴取対象者4名全員が、本件協同組合ないし受入れ農家から、生活費として毎月現金で1万円しか渡されていないと述べた。本件聴取対象者4名のうち3名は、残りは預貯金口座に振り込んだとの説明を受けているとのことであったが（うち1名は本件協同組合から「貯金通知書」

を交付されたことがあるとのことであった)、通帳は手渡されておらず、通帳で口座の残高を確認したことはないとのことだった。また、預貯金口座に入金されているものは、帰国時に返してもらえると聞いているとのことであった。

ウ 本件協同組合からの事情聴取

2013年12月19日、本件協同組合の事務所を訪問し、事情聴取を行ったところ、本件協同組合は、技能実習生の労働時間について、午前2時ころに出勤することもあり、午後5時ころには終わると述べた。

また、本件協同組合は、本件技能実習生が作業に従事している基本の勤務時間は把握しているが、それぞれの受入れ農家の超過勤務時間は把握しておらず、農業の性質上、休日をいずれの日にするかは受入れ農家ごとに決めてよいことになっていると述べた。

次に、賃金の支払方法について、本件協同組合は、基本給は各農家から徴収の上、同協同組合が農業協同組合等に開設された技能実習生の口座に振込みを行なっているが、超過部分は現金渡し又は振込みで各受入れ農家によって異なると述べた。

また、本件協同組合は、2012年までは通帳を受入れ農家が預かっていた場合があること、2013年からは技能実習生がそれぞれ通帳を持っているため、賃金が振り込まれたか否かを確認できるが、確認をしている技能実習生はいないこと、金融機関までは車で20分くらいかかるため技能実習生には現金で先に1万円を渡していると述べた。

③ 認定事実

以上の調査によれば、本件技能実習生の中には、レタス出荷がピークを迎える7、8月の2か月間は、少なくとも、午前2時頃から午後5時頃まで、1時間以上のまとまった休憩もなく、野菜の栽培や出荷の作業を行い、所定の休日も出勤することが多く、1か月以上の連続勤務を余儀なくされた者もいた。

また、この長時間・深夜にわたる休日も少ない労働により、本件技能実習生の中には、7、8月の2か月間で体重の大幅な減少、腰痛などの体調不良を来す者もいた。

さらに、受入れ農家の計算する時間外労働時間が実際の労働時間より少なく計算されている場合があること、受入れ農家が1週間のうちで最も稼働時間の少ない日を「休日」と扱って休日割増手当を計算している場合があること等により、本件技能実習生に対しては、実際の労働時間に見合った時間外

労働手当が計算されていない場合があった。

その上、本件技能実習生が現実に毎月受領する給与は現金1万円のみであり、その余の基本給については本件技能実習生本人名義の口座に振込みがされているものの、本件技能実習生が通帳を交付されていないため自由に引き出すことはできない状況にあり（この点については、第2・8(3)でも詳述する。）、また、時間外労働手当については、受入れ農家において振込みがされている場合でも、基本給と同様に本件技能実習生が自由に引き出せない状況にあった。

(2) 労働環境

① 調査の端緒

本件の調査の端緒となった本件投書には、労働環境について、受入れ農家に日常的に暴力を振るわれていたこと等が記載されていたため、本件技能実習生の労働環境の実態について調査した。

② 調査の経過

ア 現地調査

(ア) 受入れ農家からの暴力・暴言

2013年10月の事情聴取において、本件聴取対象者4名のうち1名は、受入れ農家に罵られることは日常茶飯事であり、受入れ農家とのトラブルがあってもまずは技能実習生が謝るように指示されると述べ、別の1名は、受入れ農家に段ボールを一度に多く運ぶようにと言われ、これに抵抗したら「さぼっている」として受入れ農家と本件協同組合担当者の2名から暴力を振るわれたと述べた。

(イ) 草刈り機の使用時の不十分な指導

また、2013年10月の事情聴取において、本件聴取対象者4名のうち1名は、草刈り機の使用方法が分からないにもかかわらず、受入れ農家より「使い方分かるよね」と言われたのみで使用方法について十分な指導をされないまま、草刈り機を使用させられたと述べた。

(ウ) トラックの荷台に危険な状態で技能実習生が乗っていた状況

2013年10月の川上村における現地調査の際、軽トラックの荷台一杯に積載されたレタスの上に技能実習生が乗っている状況が確認された。レタスはプラスチックケースに入れられてはいるものの、乱雑に積み上げられていることから、ケース内には収まりきっていなかった。そのため、技能実習生は、ケース内に収まりきっておらず段々になっているレタスの上に背中をつける形で仰向けに寝そべっており、頭を運転席

側、足を軽トラックの後方側に向けたうえ、両手で左右の荷台の端を掴んで自分の体を支えていた。軽トラックの揺れだけでなく、そもそもレタスの上に乗っているため、一見して不安定な状態であった。なお、助手席は空いており、助手席に技能実習生を乗せることも可能であった。

また、2013年10月の事情聴取の際、本件聴取対象者4名のうち3名は、「ある技能実習生が2013年8月に軽トラックの荷台に乗っていたところ、カーブを曲がった際に荷台から転落した。この転落事故によって同氏の尿から血が止まらなくなった。尿自体も止まらなくなってしまいオムツを常時着用しなければならなくなった。最終的にこの技能実習生は途中で帰国した。」と述べた。

イ 本件協同組合からの事情聴取

2013年12月19日の本件協同組合からの事情聴取において、同協同組合理事長は、組合員が軽トラックの荷台に本件技能実習生を乗せていることが常態化しており、その結果荷台からの転落事故が発生し、荷台から転落した本件技能実習生は途中で帰国したと述べた。

また、本件協同組合も、本件技能実習生を軽トラックの荷台に乗せることについて問題があるとの認識を有しており、組合員に対して指導を行ったが変わらないと述べた。

さらに、本件協同組合理事長は、草刈り機によって本件技能実習生が指に怪我をする事故が過去に4件発生したこと、これは、本件技能実習生が、草刈り機のエンジンを切らずに回転を止めている状態で、刃に付着した草をとろうとした際、草刈り機が回転を再開してしまい怪我をしたものであると述べた。

ウ X氏からの事情聴取

2013年9月に中国吉林省に本件投書の名義人とされていたX氏を訪ねて事情聴取を行った際、同氏は、受入れ農家の息子から頭と胸を殴られ、その際、送出し機関の「班長」から、「息子が正しい。あなたが間違っている。いやなら帰れ」などと言われたと述べた。

エ 「労働組合LCCながの」からの事情聴取

2013年6月2日、本件協同組合と2012年10月に技能実習生からの罰金徴収等について話合いを行った「労働組合LCCながの」の執行委員長である高橋徹氏と面会して事情聴取を行った際、同氏は、本件協同組合との話合いにおいて、草刈り機による怪我は2010年及び2011年に計3件把握しているとの回答がされたと述べた。

③ 認定事実

以上の調査によれば、本件技能実習生の中には配属された農家より暴力・暴言を受けていた者もいること、川上村においては、本件技能実習生が、草刈り機のエンジンを切らずに回転を止めている状態で、刃に付着した草をとろうとした際、草刈り機が回転を再開してしまい怪我をしたという事例が複数回発生していること、川上村においては、移動の際に軽トラックの荷台に積載された野菜の上に本件技能実習生を乗せて走行させることが常態化していることが認められる。

(3) 住環境

① 調査の端緒

2013年10月に川上村において現地調査を行った際、中国人技能実習生から、寄宿舍を見せても良い旨の申出があったことから、本件技能実習生の生活実態を把握すべく、寄宿舍を訪れたところ、本件技能実習生の寄宿舍において、冷暖房等の設備をはじめとした住環境が十分に整っていないことが判明したことから、本件技能実習生の住環境についても調査することにした。

② 調査の経過

ア 現地調査

(ア) 寮費等の給与からの控除

本件技能実習生は、川上村において農作業に従事する間、受入れ農家から指定された寄宿舍において居住し、生活しているところ、本件聴取対象者4名からの事情聴取によれば月3万円程度の寮費を給与から差し引かれる方法で負担しているとのことであった。

(イ) 劣悪な住環境

2013年10月に川上村において現地調査を行った際、本件技能実習生の案内で複数の寄宿舍を訪問した。訪問した寄宿舍は以下の事例1及び事例2のような状態であったほか、人数分の布団をようやく敷くことができるだけの居住空間しか与えられておらず、建物外に仮設トイレが設置されているものや、窓ガラスが半分以上割れたままの危険な状態で利用している廃屋同然のものも見られた。

a 事例1 (写真①②参照)

川上村役場付近に大きな農家の家屋があり、その敷地内には、「スーパーハウス」と呼ばれるプレハブ式ユニットハウスが3軒構えられていた。これらのプレハブは、それぞれ、農家の物置、本件技能実習生の居

室，本件技能実習生が使用する調理室となっていた。

本件技能実習生の居室は，農家の物置よりも狭く，6畳1間に2人が住んでいた。居室の畳には水が染みており，雨の日は素足で歩くことができないため，本件技能実習生は，スリッパを履いて部屋の中を歩いていた。また，洗濯を干すスペースは設けられておらず，部屋の中に干していた。本件技能実習生のための冷暖房の設備はなかった。

調理室は換気設備がないため，調理をする場合には煙が調理室内にこもってしまう状態であった。

本件技能実習生の居室と農家の物置との間には技能実習生が使用するトイレとシャワーがあったが，いずれも簡易な設備であった。本件技能実習生が使用するトイレは壊れており，修理がなされていないため，水を汲んできてトイレを流すとのことであった。また，シャワー室は，シャワースペースがあるのみで脱衣場等は別に設けられておらず，その中は壁が剥げており，衛生管理はなされていないかった。

b 事例2（写真③～⑦参照）

この寄宿舍では，技能実習生が洗濯を行うために十分な設備がなく，洗濯物を干す場所もなく，部屋のあらゆる場所に洗濯物が干されていた。

寄宿舍内の床は，カーペットが破れ，剥がれている箇所があるばかりか，長年に渡る汚れが染みつき，床そのものが傷んでおり，とても裸足で歩くことができないものであった。また，室内の壁や窓の破損箇所はテープを貼って応急的に修繕されるに止まっていた。

さらに，浴室のタイルは汚れており，衛生管理が行われているとは到底言えないものであった。トイレについても，日常の清掃により落とすことができない水垢などの汚れが目立っており，その様子から，受入れ農家において新たな本件技能実習生を受け入れるごとにハウスクリーニング等の清掃をしていないことが見てとれた。

また，本件技能実習生が就寝時に用いる布団は汚れ，至る所に染みがみられた。

この寄宿舍では，掃除用具や寝具が十分でないことはもちろん，消火設備や警報装置の設置，避難経路の設置等の緊急時に対応すべき設備が何ら設けられていなかった。

イ 現地調査時の川上村の気温

上記の現地調査の結果，冷暖房設備等が十分に整っていなかったことから，冷暖房設備，特に暖房設備の現実の必要性について検討するために，

川上村地域の気温を調査した。

気象庁のウェブサイトによれば、川上村において現地調査を行った2013年10月18日及び19日の両日の川上村周辺地域（長野県南佐久郡長野県南牧村大字野辺山）の最低気温はそれぞれ0.6℃、3.5℃であり、平均気温はそれぞれ5.5℃、8.0℃であった。また、2013年10月の同地域の平均気温は8.8℃（最高気温の平均14.1℃、最低気温の平均3.8℃）であった。

③ 認定事実

以上の調査によれば、本件技能実習生の寄宿舎は、プレハブや廃屋に近い家屋が使用されているものが多く、少なくともその一部については、居室の畳に水が染みたままになっていたり、トイレが壊れたままになっていて修理がされていなかったり、冷暖房の設備が設置されていなかったりするなど劣悪なものが含まれていたということが出来る。

8 本件技能実習生に対する管理

(1) 規則と罰金制度

① 調査の端緒

ア 本件の調査の端緒となった本件投書には、「川上村研修守則」及び「2009年川上村地区研修守則」と題する文書の写しのほか、罰金を科された技能実習生の氏名、出身地区、違反理由、違反日時及び罰金額と思われる記載のあるリスト（罰金リスト）が添付されていた。前記のとおり、「川上村研修守則」の写しには、作成者として本件協同組合理事長名が記載され、「川上村農林業振興事業協同組合理事長之印」の印影が認められた。また、「2009年川上村地区研修守則」には、送出し機関である東北亜国際交流中心が作成者として記載されていた。

イ 「川上村研修守則」では、許可を得ずに自転車に乗ること、他の研修生の宿舎に滞在すること、大勢で集まって飲酒をしたり大声で話したりすること、集まって是非を論じること等が禁止され、違反が見つかった場合には1000円から3000円の罰金を科されるほか、協同組合による強制帰国の対象となる場合があることが記載されていた。「2009年川上村地区研修守則」には、同様の条項に加えて、地区から外に出るのを禁止すること、午後8時前には宿舎に戻らなければならないこと、仕事中はもとより仕事以外でも赤い帽子を被らなければならないこと、これらの規則に違反した場合には1000円から3000円の罰金が科されることのほ

か、強制帰国の対象となる場合があることが記載されていた。

「2009年川上村地区研修守則」に記載されている違反事項等の要旨は以下のとおりである。

- ・農家の許可がない状況において無断で自転車に乗ることを禁止する。発見1回につき罰金2000円を徴収する。
- ・他の研修生あるいは農家の家に滞在することを禁止する。発見1回につき罰金1000円を徴収する。
- ・賭博，喧嘩，飲酒，大声で騒ぐことを禁止する。発見1回につき罰金3000円を徴収する。
- ・大勢で集まり是非を論じること，無断で研修生間の争いを解決することを禁止する。争いを見た場合には，隊長，大隊長及び団長に報告しなければならない。発見1回につき高額の罰金の徴収及び中国への「送還」をする。
- ・日本の法律法規を遵守し，窃盗，喧嘩，罵り合い等の悪質な事件が発生した場合，発見1回につき高額の罰金の徴収及び中国への「送還」をする。
- ・夜8時前には必ず自分の宿舎に戻らなければならない。違反があった場合，発見1回につき罰金1000円を徴収する。
- ・定期的に宿舎，トイレ，浴室及び食堂の掃除をして衛生を維持しなければならない。違反があった場合，発見1回につき罰金1000円を徴収する。
- ・宿舎を離れるときは，必ず電気，水道，ガス，石油ストーブあるいは電子機器の電源が入っていないことを確認しなければならない。違反があった場合，発見1回につき罰金1000円を徴収する。
- ・地区を跨いで行動することを禁止する。違反があった場合，発見1回につき罰金1000円を徴収する。
- ・仕事又は外出時は，赤色の帽子をかぶらなければならない。違反があった場合，発見1回につき2000円を徴収する。
- ・山できのこを採ること，野草を採ること及び魚を採ること等の行動を禁止する。違反があった場合，発見1回につき罰金2000円を徴収する。
- ・工具を使用する際は，損傷しないよう注意し，使い終わった後

は、元の場所に戻さなければならない。

- ・農家と良好な関係を作り、仕事及び生活における大小各種の事柄をうまく処理するよう努力しなければならない。
- ・真面目に仕事をし、安全に注意し、休憩時間は人身の安全に注意し、一切の危険を杜絶しなければならない。

② 調査の経過

ア 本件協同組合からの事情聴取

2013年12月19日、本件協同組合の事務所を訪問して事情聴取を行ったところ、同協同組合の理事は、本件投書に添付された「川上村研修守則」の写しにある印影が同協同組合の印鑑によるものであることを認めしたが、「川上村研修守則」が同協同組合作成のものであることは否定した。

イ X氏からの事情聴取

2013年9月のX氏からの事情聴取の際、同氏は、「川上村研修守則」及び「2009年川上村地区研修守則」を書面で見たことはないとしつつ、「川上村研修守則」に記載されているのと同じの内容を班長から口頭で告げられていたと述べた。

他方、X氏は、個人名の入った罰金リストは見たことがないと述べた。X氏自身は、リストに載っていなかったが、同氏が技能実習を終え、中国に帰国した後に班長から渡された賃金が実際の計算よりも5万円少なかったことから、これに抗議したところ、X氏が他の技能実習生の代表として本件協同組合に対し未払い賃金の支払を求めた行為が罰金の対象となるとの説明を受けたと述べた。

ウ 本件技能実習生からの事情聴取

2013年10月の事情聴取において本件聴取対象者4名のうち1名は、技能実習生同士の付き合いをすることはいけないと口頭で指導されており、技能実習生同士の付き合いがあることが分かると本件協同組合に通報されると述べた。他の3名は、宿舎に友人を呼ぶことのほか、飲酒や喫煙、携帯電話の使用及び外泊が禁止されていると述べた。また、本件聴取対象者4名はいずれも川上村の外に出たことは一度もないと述べた。

エ 現地調査

2013年10月に川上村において現地調査を行った際、本件技能実習生の寄宿舍の壁に「他の人と自分の仕事待遇や情報について意見交換をしない。話を聞いた人と話した人は同じように処分する」と中国語で記載された紙が貼られていたことを確認した。

オ 関係者B氏からの事情聴取

川上村内で2010年5月から2011年10月まで物産店（中国語のサイトに接続できるインターネットカフェを併設）を運営していた関係者B氏は、2010年中には、中国人技能実習生はインターネットの利用を禁じられたことのほか、中国人技能実習生は仕事以外でも赤い帽子を被ることが義務付けられていたと述べた。

なお、同物産店は、川上村の中国人技能実習生同士の交流の場であり、中国人技能実習生が中国の家族とインターネットを通じてコミュニケーションをとる貴重な場として機能していたが、関係者B氏によると、同氏が中国人技能実習生から相談を受けていたことが本件協同組合によって問題視され、家主から退去を求められ、2011年10月に閉店を余儀なくされた。同氏が経営する物産店の閉店によって、本件技能実習生をはじめとする川上村の中国人技能実習生同士が交流できる場は事実上失われたとのことであった。

③ 認定事実

東北亜国際交流中心作成名義の「2009年川上村地区研修守則」については、この書面自体の成立の真否についての確認は困難であるが、前記の調査によっても、仕事以外でも赤い帽子を着用することとされ、仕事の時間外でも他の農家の技能実習生と会話をしたりその寄宿舍を訪れたりすることが禁止されていること、特に仕事の待遇や情報について意見交換をすることが禁じられていること、農家や協同組合に対して給与支払等についての権利主張をすれば禁止事項に触れることなどが口頭や書面で徹底されていることが確認された。これらの規則は、東北亜国際交流中心作成の「2009年川上村地区研修守則」の内容とも合致し、また、X氏の事情聴取によっても、東北亜国際交流中心が、技能実習の終了後、規則違反を理由とした罰金の名の下に本件技能実習生の給与から金員を天引きしていたことが認められる。さらに、少なくとも2012年までは、後記の送出し機関から派遣された中国人の「班長」、「団長」などによって、これら規則の遵守を厳しく監視監督していた。したがって、東北亜国際交流中心は、本件技能実習生に、概要、前記「2009年川上村地区研修守則」の内容の規則を、違反した場合には「罰金」名下に金銭を徴収することを示して、遵守するよう強制していたものと認められる。

他方で、本件協同組合作成名義の「川上村研修守則」については、同協同組合はそれが真正に作成されたものではないと強く主張しており、同協同組

合が自らこのような研修守則を定めて罰金を徴収してきた事実は認定できないことから、「川上村研修守則」が真正に成立したものとまでは認められない。

しかし、本件協同組合は、これら規則を自ら定めて強制していたとまでは認められなかったものの、東北亜国際交流中心が派遣した中国人の「班長」や「団長」を通じて本件技能実習生を管理監督していたこと、その際に上記規則を用いていたことは、監理団体として技能実習制度の運用にあたる同協同組合が当然に知り得た事実であり、同協同組合は適正な技能実習制度の運用のために、このような状況を改善すべき立場にあるにもかかわらず、これら管理・強制の実態を知りながら、むしろこれを黙認し、本件技能実習生の管理に利用していたというほかない。

(2) 班長制度

① 調査の端緒

本件の調査の端緒となった本件投書には、技能実習の待遇について抗議すると、送出し機関から技能実習生の管理のために派遣された中国人である「班長」なる者に殴られ、高額の罰金を徴収されたこと、「班長」は、技能実習生として来日しながら作業に従事することなく罰金の徴収に従事しており、本件協同組合は、入国管理局を騙して「班長」を技能実習生として来日させていたことが記載されていた。そこで、このように、技能実習の実態がないのに、技能実習の在留資格で外国人を来日させ、実際には、他の本件技能実習生の罰金の徴収等を行わせる仕組み（以下「班長制度」という。）が存在するかどうか調査した。

② 調査の経過

ア 本件協同組合からの事情聴取

2013年12月19日に本件協同組合の事務所を訪問して事情聴取を行ったところ、同協同組合理事長は、かつて班長制度が存在していたことを認め、これを2012年5月の時点で廃止したと述べた。また、班長制度における班長は、農作業に従事しておらず、他の本件技能実習生の見回りをしてきたこと、班長及び本項ウで述べる団長であるD氏の給料は、受入れ農家ではなく送出し機関が負担していたこと、送出し機関である東北亜国際交流中心との関係について、入国管理局の職員から「もう少し慎重にお付き合いした方がいいのではないか」と言われたことがあり、同協同組合としては、その原因が班長制度にあったと理解していることから、2012年から東北亜国際交流中心からの受入れを停止したことが説明され

た。

イ X氏からの事情聴取

前記のとおり、2013年9月、中国吉林省に赴き、本件投書の名義人とされていたX氏の自宅を訪ねて事情聴取したところ、同氏は、自らが本件投書の作成者であることは否定したものの、日本での技能実習時、「班長」と呼ばれる、技能実習生と同じ立場で滞在する者が寄宿舍に頻繁に来ていた事実があったこと、また、本件投書に添付された「2009年川上村研修守則」の内容を班長から口頭で聞かされた経験があること、受入れ農家の子息に頭部と胸部を殴られた際、班長に呼ばれ、「息子が正しい。あなたが間違っている。いやなら帰れ。」と言われたことがあること、日本で本件協同組合に時間外労働手当を要求したことを理由に罰金を徴収された等、概ね大筋において、本件投書に記載された班長制度の内容に沿う内容を述べた。

ウ 関係者B氏からの事情聴取

前記のとおり、インターネットカフェを経営していた関係者B氏は、当時、中国人技能実習生たちが本国の親族等と連絡を取る際に、同氏が経営する物産店を利用していたことから、本件技能実習生の実情内実をよく把握していたところ、一度、「団長」と呼ばれているD氏が店に来店し、中国人技能実習生にインターネットの使用を中止して、帰宅するよう注意したことがあったため、営業妨害であるとして抗議したことがあると述べた。同氏によれば、団長は、川上村における技能実習生の状況をパトロールして回っており、班長は、団長のボディガードのような役割をしていたとのことである。

なお、2013年12月19日に本件協同組合の事務所を訪問した際、ホワイトボードにD氏の携帯電話番号が記載されていたことから、団長・班長制度を廃止したとされる2012年5月以降も同協同組合がD氏と連絡を取っていることが推察された。

③ 認定事実

以上の調査によれば、少なくとも2012年5月以前は、研修ないし技能実習の在留資格で滞在しているにもかかわらず、実際には、農作業等の研修ないし技能実習の活動を行わず、当初から研修生ないし技能実習生の監視を行う目的で、送出し機関の費用で送出し機関から派遣された「班長」が存在したことが認められる。

班長は、団長とともに勤務時間の内外に渡って本件技能実習生の行動を監

視し、インターネットカフェの利用を中断させたり、受入れ農家とのトラブルがあった場合に罰金を科したりといった管理を行っていた。

これについて、本件協同組合は、どのような経緯でこのような班長制度が利用されるようになったか不明である等と述べたが、同協同組合が詳しい事情を把握していないということは考え難い。すなわち、班長が研修ないし技能実習の在留資格で来日している以上、班長は、もともと農作業を行う予定が全くないにもかかわらず、現実に存在する特定の受入れ農家で研修ないし技能実習を行うことを名目上の目的として、在留資格認定証明書の交付を受けていると考えられるのであり、このような申請書類を準備するに当たり、本件協同組合は、班長の真実の入国目的を知り、実際に技能実習生を受け入れる予定のない農家と班長とを引き合わせていることになる。

班長を送り出し、班長制度の費用を負担しているのが送出し機関であるとしても、本件協同組合の協力なしには班長制度は成り立たず、同協同組合が班長制度に実質的に関与していたものと認められる。

(3) 預貯金の強制的な管理

① 調査の端緒

本件の調査の端緒となった本件投書には、給料や時間外労働手当は罰金等で取られて生活費もないため、川上村役場に助けを求めに行ったと記載されていたため、賃金の支払方法についても調査を行った。

② 調査の経過

ア X氏からの事情聴取

X氏は、川上村での労働によって得られた賃金はすべて本件協同組合に管理されており、中国への帰国の際、罰金を控除された残金が旅券と一緒に返却されたと述べた。

イ 本件技能実習生からの事情聴取

前記のとおり、2013年10月の事情聴取において、本件聴取対象者4名全員が、本件協同組合ないし受入れ農家から、生活費として毎月現金で1万円しか渡されていないと述べた。本件聴取対象者4名のうち3名は、残金は預貯金口座に入れられているとの説明を受けていたと述べた。ただし、通帳は手渡されておらず、口座の残高を確認したこともないとのことであり、また、預貯金口座に入金されている残金は、帰国時に返してもらえると聞いているとのことであった。

また、本件聴取対象者4名のうち3名は、来日直後の研修期間中においては、研修手当として4万円ないし6万円が支給されるはずであるところ、

実際には1万円しか支給されず、3万円が送出し機関に支払われたと述べた。

ウ 本件協同組合からの事情聴取

本件協同組合からの事情聴取などによれば、本件技能実習生の基本給は、本件協同組合が各農家から預かってまとめてJA長野八ヶ岳などの農業協同組合の口座に送金していたところ、2011年までは、送出し機関から派遣された前述の「団長」であるD氏が、払戻し伝票を技能実習生から預かって出国時にまとめて払戻しを受けるという方法で、技能実習生の預貯金を事実上管理していたと認めたが、この管理に対する本件協同組合の関与は否定した。その上で、入国管理局の指導により、2013年以降に入国した技能実習生については、通帳を自分で管理することができるよう個人用のロッカーを宿舎に設置したと述べた（もっとも、2013年に技能実習生の寄宿舍を訪問した際には、個人用のロッカーの存在は確認できなかった）。また、同協同組合は、技能実習生の中には、通帳を預かってほしいという者もあると述べた。

さらに、本件協同組合は、賃金は、中国人技能実習生に対しては月額1万円を現金で支給し、残金は口座に振り込んでいると述べたが、フィリピン人技能実習生は、毎月本国へ送金する必要があるため、中国人技能実習生よりも多い月額4万円を現金で支給し、残金を口座へ振り込んでいるとのことであった（このように、フィリピン人技能実習生には本国への送金分を上乗せした金額の現金を交付しているという事実から、現金で交付されたもの以外の賃金は技能実習生が自由に処分することが事実上不可能であったことが推測される。）。また、金融機関が地理的に容易にアクセスできる範囲内にはないと述べており、技能実習生が口座から預貯金を容易に引き出すことができない状況が確認された。

なお、給与明細については、給与明細及び領収書の書式を各受入れ農家に配布していると説明した。

エ 労働組合LCCながの執行委員長高橋徹氏からの事情聴取

2013年6月に労働組合LCCながの執行委員長高橋徹氏から事情聴取したところによれば、同氏が、2012年10月31日、JA長野八ヶ岳のJAバンク担当者に面談して聴取したところ、JA長野八ヶ岳では、2012年まで、本件協同組合に加入する受入れ農家の技能実習生の預貯金については、預貯金者に対して通帳を発行せず、「当座性貯金取引明細専用通帳」というファイルをJA長野八ヶ岳で保管し、同年10月中旬ま

で、預貯金者である技能実習生は自分で預貯金を出金することができなかったとのことであった。

③ 認定事実

以上の調査によれば、本件技能実習生の基本給は、毎月1万円が現金で農家から給付されるものの、その余は本件協同組合が農業協同組合などの口座に送金していた。そして、少なくとも2011年までは、その口座からの払戻しは、東北亜国際交流中心から派遣された「団長」であるD氏が、技能実習生から払戻し依頼書を取りまとめて出国時に行うという方法をとっており、技能実習生は、技能実習が終了するまで、預貯金口座の存在を確認する方法も存在しなかったと推認される。

2012年もなお、主たる預け入れ先であるJA長野八ヶ岳には「当座性貯金取引専用通帳」なるファイルで管理する口座があったものの、本件協同組合も、各技能実習生にはこの口座の通帳を発行していなかったことを認めており、本件技能実習生は、やはり、賃金の支払われた口座の管理をすることができていなかったことが認められる。

本件協同組合は、2013年に通帳保管用の個人用のロッカーを設置したとするものの、2013年に聴取した本件聴取対象者4名も自らの通帳を見たことがなく、その払戻しの方法も知らなかった。

以上のように、本件技能実習生の賃金は、少なくとも2011年までは、毎月1万円が生活費として交付されるほかは、その余の基本給はまとめて農協などの口座に送金され、その口座を、東北亜国際交流中心が事実上管理し、技能実習が終了した後に、東北亜国際交流中心がまとめて払い戻しを受け、東北亜国際交流中心が、前述の「罰金」を差し引いた上で技能実習生に交付するという管理状況にあった。2012年についても、技能実習生個人が認識し、管理し得る預貯金口座はなく、預貯金の実質的な管理権は技能実習生にはなかった。

本件協同組合は、聴取においてこの事実を認めており、基本給をまとめて送金するなどの実務を担っていたものであり、このように、本件技能実習生に事実上預貯金の管理権を持たせないことを黙認し、本件技能実習生の管理に利用していたものといわざるを得ない。

(4) 旅券の強制的な管理（取上げ）

① 調査の端緒

本件の調査の端緒となった本件投書には、重大な規則違反があった技能実習生は逃げられないよう旅券が取り上げられたことが記載されていたため、

旅券の強制的な管理の事実の有無についても調査を行った。

② 調査の経過

ア X氏からの事情聴取

X氏は、日本に入国した直後から旅券を取り上げられ、日本を出国する直前になって初めてこれを返却されたと述べたが、取り上げた主体については明確ではなかった。

イ 本件技能実習生からの事情聴取

2013年10月の川上村における本件聴取対象者4名からの事情聴取では、2013年の技能実習生に対する旅券や在留カード等の強制的な管理（取上げ）の事実は確認できなかった。

③ 認定事実

以上の調査結果から、少なくともX氏が滞在した2011年においては、本件技能実習生の旅券の強制的な管理が行われていた可能性があるものの、それ以降の期間については、このような事実は確認できなかった。

(5) 送出し機関による保証金徴収・違約金契約（保証人契約）

① 調査の端緒

本件の調査の端緒となった本件投書には、本国において借金して3万6000人民元（日本円で約49万2000円）の手数料を払って白紙の契約書に署名させられたと記載されていたことから、本国の送出し機関による保証金の徴収等について調査した。

② 調査の経過

ア X氏からの事情聴取

X氏は、2011年に技能実習生として来日し川上村に滞在するにあたり、送出し機関に対し、3万6000元を支払う必要があったと述べた。X氏によれば、同時期に川上村に行った技能実習生の中には、3万6000元を支払うために借金をした者もあったとのことである。

X氏は、支払った3万6000元のうち8000元については、帰国時に返金されると知らされていたが、実際には帰国時に返金はなかったと述べた。

X氏は、来日のためには通常は公務員等の保証人を立てることが要求される場所、同氏は保証人になってくれる公務員を見つけることができなかった。そこで、ブローカーに対し500元を支払うことにより、本件技能実習生4名で相互に保証人になることにしたと述べた。保証人を立てる目的は、逃亡を防ぐことにあったとのことである。

イ 本件技能実習生からの事情聴取

2013年10月の事情聴取において、本件聴取対象者4名全員が、いずれも、来日するために送出し機関に対し3000元から5000元の保証金を支払ったと述べた。ただし、保証金が返還されるか否か、また、どのような場合に返還されるのかについては、確認することができなかった。

本件聴取対象者4名は、いずれも、3名から6名の保証人（そのうち1名は公務員）を立てることを要求され、保証人は、技能実習生が契約期間途中で帰国した場合などに、1名当たり13万円の違約金を支払うこととされていると述べた。

本件聴取対象者4名のうち3名は、2013年に契約期間途中で帰国した本件技能実習生について、送出し機関が、各保証人にそれぞれ13万円を請求する訴訟を準備していると聞いたと述べた。

ウ 本件協同組合からの事情聴取

本件協同組合は、送出し機関が保証金を徴収していたか否かは把握していないとしつつ、2013年7月以降は保証金をとることが認められなくなり、保証金を取られたという話は聞いていないと述べた。一方で、保証人については、本件技能実習生が保証人を立てていることは認識していると述べた。

③ 認定事実

以上の調査からすれば、少なくとも2013年7月以前においては、本件技能実習生は、中国を出国する前に、送出し機関に対して保証金名目の金銭を支払うことが求められ、これを支払っていた事実が認定できる。本件協同組合も、少なくとも2012年以前の保証金の支払の事実を否定しておらず、2013年7月以降は保証金徴収が認められなくなったとするのみであり、本件技能実習生が来日に際して保証金名目の金銭を支払っていたことについて、十分な監査・指導を行っていたとは認められない。

また、保証人についても、少なくとも2011年から2013年に至るまで、本件技能実習生は、川上村に行くために保証人を立てることを要求され、保証人は、技能実習生が逃亡等をした際に送出し機関に対して多額の金銭を支払う旨の契約を締結していたことが認められる。本件協同組合も、少なくとも本件技能実習生が保証人を立てるよう求められていたことを認識しており、監理団体としては、保証人について違約金支払の約定があったか否か等について、厳しく監査及び指導を行うべきであったといえる。

9 本件技能実習生に関する労働実態等の評価及び支配管理の構造

(1) 総論

本件では、以下のとおり、過酷な労働環境や劣悪な住環境と、勤務時間外に及ぶ過度な行動制限、預貯金管理及び保証金徴収等を通じた技能実習生の管理体制とがあいまって、本件技能実習生が労務の提供を継続せざるを得ない支配管理の構造が存在していたことから、人権侵害該当性の判断の前提として、この点について述べることにする。

(2) 本件技能実習生に関する労働実態等の評価

① 過酷な労働実態

ア 前述のとおり、本件技能実習生の中には、その労働時間が、出荷のピーク時である7、8月には午前2時頃から午後5時まで、1時間以上のまとまった休憩もなく、野菜の栽培や出荷の作業を行い、所定の休日も出勤することが多く、1か月以上の連続勤務を余儀なくされる者もいた。

イ 前述のとおり、本件聴取対象者4名のうち1名は、受入れ農家によっても7、8月の月間の時間外労働時間を150時間と計算されていると述べている（同氏は更に10～15時間は時間外労働時間が多いと述べている。）。通常、時間外労働が100時間を超えると、労働者に健康被害が発生した場合に過重労働との因果関係が認められるとされているところ（いわゆる過労死ライン）、同氏の労働時間は、過労死ラインを超えるどころか、実にその約1.5倍にも上ることになる。

加えて、その労働時間には深夜労働が多く含まれる上、労働基準法（以下「労基法」という。）上の休日規制に反して行われている場合もあり、その場合、疲労からの回復の機会が全く与えられていないのであるから、労務の過重性は直ちに本件聴取対象者4名の心身に影響を及ぼしかねないほどに極めて強度なものというべきである。

本件聴取対象者4名のいずれもが、出荷のピーク時である7、8月の長時間の時間外労働の存在について述べていることからして、本件技能実習生の少なくない数がこのような過酷な労働に従事していたと考えられる。

ウ また、前述のとおり、本件技能実習生は、採用時にはこのような過重な労働に従事するとは知らされず、基本給についてはその大部分を強制的に預貯金させられ、時間外労働手当については支給日に支払われず帰国時に支払う方法が取られている場合があった。

エ このような過酷な状況に置かれているにもかかわらず、本件技能実習生は、職場移転の自由を持たず、支払われた賃金のほとんどを管理され、規

則によって私生活においても技能実習生同士の連絡や相談もできない状況下で、退職もできず、極めて低廉な賃金で農作業に従事し続けるのであるから、雇用主側としては、別途作業員を雇用して本件技能実習生の労働時間を短縮し、労働条件の改善を図ったり、費用をかけて住環境を改善したりするインセンティブは働かない。過労により体調を壊した本件技能実習生は、帰国させれば良いということになりかねない。

しかも、本件の場合、技能実習期間が6か月という短期間であるため、最も過酷な労働を課される7、8月のピーク時を過ぎた後、技能実習生が体調不良を訴え始めるころには帰国の時期を迎えることになるから、事実上、雇用主がその責任を問われにくい。

オ さらに、本件技能実習生の中には、受入れ農家から暴言や暴力を受けていた者がいるのは前述のとおりである。

また、本件技能実習生が草刈り機で指に怪我をする事故が繰り返し起きていながら、その後も、草刈り機の扱いについて怪我を予防するべく具体的な指導はなされていなかった。

その上、軽トラックの荷台に乗っていた技能実習生の転落事故が過去に発生しているにもかかわらず、現在もトラックの荷台に積載されているレタスの上に技能実習生を乗せて運転するという危険な行為が日常的に行われているのは前述のとおりである。そもそも、道路交通法55条ただし書は、「当該貨物を看守するため」に人員を乗車させることを認めているが、前述のように明らかに危険かつ不安定な姿勢で、レタスの管理及び落下防止を行うことなどできるはずもなく、「貨物を看守するため」の乗車とは到底認められない。本件協同組合もこの事実を認識しながら、単に組合員に対して指導を行ったが変わらない旨を述べるにとどまっており、これを根絶するための具体的な措置も取られていない。

カ このように、本件技能実習生は、その少なくない数が、労働時間が過度に長く、また、作業への安全配慮も不十分な過酷な労働環境の中で、その改善を求めることも規則で禁じられ、支払われた賃金の多くも管理されているという条件下で、そこから逃れることもできない状況下にあった。

② 劣悪な住環境

ア 労基法第96条1項は、使用者が事業の附属寄宿舍について、換気、採光、照明、保温、防湿、清潔、避難、定員の収容、就寝に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持に必要な措置を講じなければならぬと定めているところ、厚生労働省も、技能実習生について寄宿舍に居住

させる場合に、同条項の規定を遵守するよう注意喚起を行っている。

寄宿舎において講ずべき措置については、寄宿舎規程に定められているところ、その基準によれば、寄宿舎は第1種寄宿舎と第2種寄宿舎等に分類されるが、本件技能実習生のように、有期の雇用ではあるものの、毎年恒常的に利用されている施設の場合には、第1種寄宿舎としての基準に基づいて措置が講じられるべきである。

イ しかしながら、前記のとおり、本件技能実習生の住環境は、各人専用の寝具の完備とその清潔保持（寄宿舎規程20条）、食堂炊事場の清潔保持（同21条）、便所の清潔の保持（同28条）、洗濯場・物干場の設置（同29条）等の第1種寄宿舎が満たすべき基準をいずれも満たさないような衛生管理の不十分なものが多く、かつ、狭くて暖房設備にも不備があるという劣悪なものもあった。

③ 本件技能実習生に関する支配管理の構造

以上のような過酷な労働環境や劣悪な住環境にもかかわらず、本件技能実習生は、その環境の中にとどまって労働を続けざるを得ず、それゆえに環境が改善されることもないという状況に陥っていた。

その理由は、以下に述べるような管理体制にあり、こうした支配管理の構造こそが本件における最大の問題である。

ア 本件技能実習生に対する管理の仕組み

(ア) すなわち、前述のとおり、勤務時間外の移動や情報交換等を含む過度な行動制限を定める規則が存在し、この実効性が班長制度や罰金制度により担保されていた。これにより、本件技能実習生は、同じ立場に置かれた本件技能実習生との横のつながりも遮断され、受入れ機関との間でより脆弱な立場に立たされることとなった。

(イ) また、前述のように、本件技能実習生に対しては、私生活への不当な介入、移動の自由への不当な制約を含む違法な規則による規律が行われ、規則の遵守は、それ自体が違法な制度である罰金の徴収と班長の存在によって担保されていた。

(ウ) さらに、前述のとおり、賃金と預貯金が強制的に管理されることにより、賃金を私生活に使うことや外出の費用に充てることも許されず、事実上、逃亡の防止が図られることとなる一方、本件協同組合や受入れ農家により提供されている生活環境を自ら改善する余地も奪われることとなった。

(エ) 加えて、前述のように、少なくとも2011年においては、旅券を強

制的に管理されることにより、直接的に移動の自由を奪われていた可能性もある。また、本国の送出し機関から保証金を徴収され、違約金支払義務のある保証人を立てさせられることにより、逃亡等、送出し機関及び受入れ機関の意に沿わない行為をできないような心理的圧迫を受け、行動が制限されていた。これらの預貯金の強制的な管理や保証金の徴収等は、前記のように過度な行動制限を規定した規則や班長制度、罰金制度が存在していたことからすれば、逃亡等を防止する目的で行われていたことが認められ、本件技能実習生に対する経済的・精神的な威嚇によって、居住する地域からの移動の自由や待遇改善などの権利主張を著しく制限するものといわざるを得ない。実際に、事情聴取を行った本件聴取対象者4名全員が一様に、川上村に到着して以来数か月の間、一度も村を出ていないと述べていた。

(ウ) こうした結果として、本件技能実習生は、過酷な労働からも、劣悪な住環境からも逃れ難い状況におかれ、待遇改善などの権利主張も事実上困難になり、本件協同組合や受入れ農家に対し、強い精神的・経済的従属関係に置かれることとなったものである。

イ 技能実習制度自体の構造的問題

さらに、本件技能実習生は、技能実習制度自体の構造上の問題として、支配従属的な関係の下で労務の提供を継続せざるを得ない状況に置かれていたといえることができる。

(ア) すなわち、本件技能実習生は、技能実習の在留資格で来日して川上村に滞在しており、来日後においては、制度上、雇用主（実習受入れ先）を選ぶ自由がなく、かつ、当該雇用主の下で技能実習を続けること自体が在留資格の前提条件となっていた。

このため、仮に、来日前に提示されていた労働条件と実際の労働条件に相違があった場合や、労働条件が過酷である場合でも、本件技能実習生は、日本に適法に在留しようとする限り、その労働条件の下での労務の提供を継続せざるを得ない状況に置かれていた。

そして、当該雇用主の下で技能実習を続けることが在留資格の前提となっていることから、住居に関しても、用意された住環境がいかに劣悪だとしても、技能実習生自身に事実上選択の余地はなかったものである。

(イ) 加えて、本件技能実習生は、来日に際して、保証金を徴収され、あるいは違約金支払義務のある保証人を立てることを要求されている。本件技能実習生は、規則等によって行動の自由が制限されているだけではな

く、保証金や保証人の心理的・経済的威嚇のために、他の雇用主を選択したり、あるいは帰国したりすることがおよそできない状況であったとすることができる。技能実習生が保証金を納めるために借金をしている場合には、その威嚇効果はなお強いこととなる。

この点、法務省入国管理局は、「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」（平成21年12月）（以下「技能実習生指針」という。）により、保証金や保証人を取る送出し機関からの技能実習生の受入れを禁止しているが、受入れ機関である本件協同組合は、適正な制度の運用を監査、指導等により監理するべき立場にありながら、これらの事実を少なくとも看過し、その結果、本件技能実習生が実習実施機関と対等な関係を築くことができない結果を招来した。

(ウ) さらに、本件技能実習生は、班長制度の中で、違反に対する罰金の威嚇をもって規則の遵守を求められるなど、生活状況も含めた厳しい管理下に置かれており、また、預貯金の強制により、自由に使える現金が手元にほとんどないなど、雇用主である各受入れ農家に強く依存した生活を強いられていた。

(エ) このように、本件技能実習生は、構造的にも、実際にも、雇用主の下で雇用主の命じるとおりに労務を提供し、生活を送るほかなく、雇用主が不当な指示や管理を行ったとしても、また暴言や暴力を働いたとしても、本件技能実習生には交渉力がないどころか、職を捨ててそこから逃れる手段すら奪われていた。

こうした状況の中で、本件技能実習生は、前述のような長時間・低賃金の過重労働を強いられるとともに、安全への配慮が不十分な環境で作業に従事し、劣悪な住環境での生活を送らざるを得なかった。

10 人権侵害該当性

以上の検討を踏まえ、技能実習生の監理団体である本件協同組合について、中国の技能実習生送出し機関である東北亜国際交流中心及び吉林新潤対外経済貿易合作有限公司から受け入れた本件技能実習生に対する人権侵害の有無を検討する。

(1) 送出し機関による憲法13条、技能実習生指針第2・3(2)⑨違反、実習実施機関による労基法94条違反の行為、及びこれらに関する本件協同組合の関与について

吉林新潤対外経済貿易合作有限公司は、2013年において、本件技能実

習生同士の情報交換を禁じたほか、東北亜国際交流中心は、少なくとも2010年まで、技能実習生に対し、仕事外においても赤い帽子を被ることを義務付け、2012年9月以前には、自転車に乗ることを許可制にし、他の技能実習生の宿舎に滞在すること及び技能実習生との紛争を解決することを禁止する規則を定め、技能実習生の名目で来日した「班長」の管理の下で、この規則遵守を徹底するとともに、この違反に対して罰金を科した。

使用者である実習実施機関が寄宿舍における技能実習生の私生活の自由を侵害すれば労基法94条違反となる（なお、本件技能実習生は改正入管法施行後に来日しており、入国1年目から労働関係諸法令が適用されることは前述のとおりである。）。

また、規則による寄宿舍における規制とそれ以外の規制は、私生活領域における労働者の行動や服装等に不合理な制限を加えて個人の自己決定権を侵害する点で憲法13条に違反し、また、本件技能実習生に対して、友人等との連絡を困難にさせる点で技能実習生指針第2・3(2)⑨「不適切な方法による技能実習生の管理の禁止」に反し、本件技能実習生の人権を侵害するものと認められる。監理団体である本件協同組合は、使用者である実習実施機関を監理する立場にあるにもかかわらず、このような規則の存在を認識しながら、このような規則の運用をむしろ利用して本件技能実習生への管理を行っており、本件技能実習生の上記権利侵害に加功したと評価せざるを得ない。

(2) 送出し機関による憲法13条、技能実習生指針第2・3(2)⑨違反の行為、及びこれに関する本件協同組合の関与について

また、本件協同組合は、2012年5月以前、本件技能実習生を監視する目的で、東北亜国際交流中心から、その費用によって派遣された「班長」らを技能実習生の在留資格で受け入れた。この「班長」らは、同じように東北亜国際交流中心から派遣された「団長」とともに勤務時間の内外に渡って本件技能実習生の行動を監視し、インターネットカフェの利用を中断させたり、受入れ農家とのトラブルがあった場合に罰金を科したりするといった不当な管理を行っていた。また、「班長」らは、在留目的である研修・技能実習を行っていなかった。

本件協同組合が受け入れた「班長」らの行為は、個人の自己決定権を侵害する点で憲法13条に違反し、また、本件技能実習生に対して、友人等との連絡を困難にさせる点で技能実習生指針第2・3(2)⑨「不適切な方法による技能実習生の管理の禁止」に反するものであり、これらの行為は、

本件技能実習生の人権を侵害するものと認められる。本件協同組合も、「班長」が自らは技能実習の仕事をせずに、専ら技能実習生を前記規則などに基づいて管理することなどを認識しながら「班長」を受け入れ、監理責任を果たさないばかりでなく、むしろ技能実習生の管理に利用していたものであるから、この点でも本件協同組合の人権侵害性が認められる。

(3) 送出し機関による労基法24条1項違反の行為、及びこれに関する本件協同組合の関与について

さらに、本件協同組合は、少なくとも2011年以前は、東北亜国際交流中心から派遣された「団長」が、本件技能実習生の預貯金口座をまとめて管理していることを知りながら、直ちに是正措置を取らず、その後も、本件技能実習生は、自らの預貯金を事実上管理できない状況下に置かれている。

実習実施機関である農家が「団長」の管理する預貯金口座へ賃金を振込むことは、賃金直接払原則を定める労基法24条1項に違反する行為であり、監理責任を負う監理団体である本件協同組合が実習実施機関の労働関係諸法令の実施状況を確認した上で、これを是正しなかったことは、本件技能実習生の人権を侵害するものと認められる。

(4) 送出し機関による憲法13条、技能実習生指針第2・3(4)④、同第2・3(9)違反の行為、及びこれに関する本件協同組合の関与について

また、2012年6月以前、東北亜国際交流中心は、本件技能実習生から保証金の支払を求めていた。また、2011年から2013年に至るまで、東北亜国際交流中心及び吉林新潤対外経済貿易合作有限公司は、本件技能実習生に対し、保証人を立てることを要求し、保証人は、本件技能実習生が逃亡等をした際に東北亜国際交流中心及び吉林新潤対外経済貿易合作有限公司に対して多額の金銭を支払う契約を締結していた。

送出し機関が保証金等を徴収したり、本件技能実習生の労働契約の不履行に係る違約金を定めたりするなど不当に金銭その他の移転を予定する契約を締結する行為は、技能実習生指針第2・3(4)④「保証金の徴収の禁止等」に反する行為であり、本件技能実習生の正当な権利行為を不当に抑制する点で、憲法13条の自己決定権を侵害している。監理団体である協同組合は、送出し機関がこのような不適切な契約を締結していることを知った場合には、当該送出し機関からの受入れを直ちに停止しなければならないとされている（技能実習生指針第2・3(9)「不適正な送出し契約を発見した場合の対応」）。本件協同組合は、送出し機関による保証金の徴収に

については知らないと回答し、本件技能実習生が保証人を立てていることは認識していると回答しているが、監理団体として、技能実習生指針第2・3(2)に基づき、保証金の徴収の有無、保証人の保証内容を監査し、不正があれば指導や入国管理局に報告を行うなどの責務があるところ、本件協同組合は、少なくとも、このような適正な技能実習の実施についての監査・指導等を行わず、本件技能実習生がこのような保証金や保証人制度の下で実習実施機関と対等な関係を持ってない結果を招来した。

(5) 本件協同組合による人権侵害（憲法22条1項、憲法13条及び憲法25条違反）

既に認定したとおり、本件技能実習生は、労働環境や生活環境が過酷であったところ、そのような環境から事実上逃れることができないように規則、罰金や保証人・保証金による威嚇の下に労働をせざるを得ず、更に2011年までは、「班長」によって上記規則を守るように厳しい管理が行われていた。その結果、本件技能実習生は、雇用主に対する交渉力をも奪われ、かつ、移動の自由や賃金の自由な処分の可能性を奪われることにより職を変えたり帰国したりすることさえも著しく困難なものとなっていた。

本件技能実習生は団体監理型の技能実習生であるが、団体監理型における技能実習は、監理「団体の策定した計画に基づき、当該団体の責任及び監理の下に」行われるものであり（入管法別表第1-2技能実習下段1号ロ）、入管法上、監理団体は、技能実習を「監理」することが求められている。ここにいう「監理」とは、「技能実習を実施する各企業等において、技能実習計画に基づいて適正に技能実習が実施されているか否かについて、その実施状況を確認し、適正な実施について企業等を指導すること」

（技能実習生指針第2・3(2)①）をいう。このために、監理団体は、適正に技能実習が行われているかについて実習実施機関を監査し、指導しなければならないこととされている（同指針第2・3(2)⑬）。

2010年の改正入管法施行前の事案であるが、判例上も、外国人研修生の「第1次受入れ機関」には「違法就労の排除、不適切な監理の禁止、非実務研修の実施等について適正な監査を行い、その結果に基づいて、被告会社らを適切に指導すべき作為義務がある」として、第1次受入れ機関に対して不法行為に基づく慰謝料請求を認めたものがある（熊本地判平成22年1月29日判時2083号43頁。同判決の控訴審判決である福岡高判平成22年9月13日労判1013号6頁も同旨）。この裁判例の趣

旨は、現在の技能実習制度の監理団体にも妥当する。

本件協同組合は、監理団体として、適正な技能実習の実施を監理する責任ある立場にありながら、本項(1)から(4)のとおり、これを看過し、あるいはこれを知りながら本件技能実習生の管理に利用していた。これが、監理団体の監理責任に反するものであることは明らかである。

すなわち、(1)送出し機関は、本件技能実習生に対し、私生活の自由を侵害する内容を含む規則を定め、「班長」の管理下に規則遵守を徹底させ、違反に対しては罰金を科すなど、本件技能実習生の自己決定権等を侵害していたが、本件協同組合は、このような規則とその運用を利用して本件技能実習生への管理を行っていた。(2)送出し機関によって派遣された「班長」は、本件技能実習生に対する不当な管理を行い、本件技能実習生の自己決定権等を侵害していたが、本件協同組合は、このような班長の入国手続などによって班長制度に実質的に関与し、本件技能実習生の管理に利用していた。(3)送出し機関から派遣された「団長」は、賃金の大部分が振り込まれる本件技能実習生の預貯金口座を管理していたが、本件協同組合は、このことを知りながら是正せず、むしろ本件技能実習生の管理に利用していた。(4)送出し機関は、本件技能実習生から保証金を徴収し、本件技能実習生に対して保証人を立てることを要求し、保証人との間で多額の違約金支払を内容とする契約を締結して、本件技能実習生の自己決定権等を侵害していたが、本件協同組合は、適正な監査・指導を行わなかったため、本件技能実習生がこのような保証金や保証人制度の下で実習実施機関と対等な関係を持ってないとの結果を招来した。

以上のとおり、本件協同組合は、本件技能実習生の監理団体として適正な技能実習が実施されるべく監査・指導等により監理すべき責務があるにもかかわらず、送出し機関によるこれらの不当な私生活や移動の自由への侵害を知りつつ、これらの送出し機関の行為を看過し、あるいは本件技能実習生の管理に利用した。この結果、本件技能実習生は、憲法22条1項が保障する移転の自由、憲法13条が保障する自己決定権を奪われ、同条及び憲法25条が保障する最低限の健康で文化的な生活を送ることのできる権利すら侵害されていたといえる。

1.1 厚生労働省及び法務省への勧告事項

(1) 厚生労働省への勧告

本件技能実習生に対する人権侵害行為を受けて、厚生労働省に対し、直

ちに本件技能実習生の被害実態の調査を行い、人権侵害が再発しないよう、労働基準法令を適用して本件協同組合その他の関係者に適切な行政指導等を行うことを勧告すべきである。

また、当連合会は、技能実習制度において、様々な人権侵害が生起していること、その原因が、技能実習生制度の構造的な問題にあることを指摘し、技能実習制度下において発生する人権侵害を根絶するため、技能実習制度を速やかに廃止することを求めてきた。本件を受けて、技能実習制度を直ちに廃止することを勧告すべきである。

(2) 法務省への勧告

本件技能実習生に対する人権侵害行為を受けて、法務省に対し、送出し機関の関係も含めて被害実態の調査を行い、技能実習の在留資格の付与及びその在留を管理して外国人の人権を保護する法務省の所掌事務を適正に行うべく、「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」に基づく不正行為認定を行って、本件協同組合による技能実習生の受入れを停止し、改善指導等により再発防止を図ることを勧告すべきである。

また、当連合会は法務省に対しても、本件のような人権侵害行為を引き起こす構造的な問題点を有する技能実習制度を速やかに廃止することを求めてきた。本件を受けて、技能実習制度を直ちに廃止することを勧告すべきである。

(3) 国際的な勧告等

なお、前掲のアメリカ国務省「人身売買監視対策室・人身売買報告書」（2014年6月）は、川上村における技能実習生の問題を取り上げ、「パスポートの取り上げ、法外な罰金の要求、契約によらない違反行為を起因とする恣意的な減給など、川上村におけるTTIP（技能実習制度の英語による表記の略）において、労働搾取を目的とする人身取引犯罪の可能性に関する多くの報告や申立てがあったにもかかわらず、政府は、TTIPの労働者の使用に関与した人身取引犯を訴追することも、有罪とすることもせず、又は関与した団体の同制度への参加を禁止することもなかった。政府は送り出し国内にある送り出し機関の活動に対して管轄権を持たないと主張し、人をあざむくような募集方法に対していかなる行動も取らなかった。」と指摘している。

さらに、国際人権（自由権）規約委員会は、市民的及び政治的権利に関する国際規約の実施状況に関する日本政府の第6回報告書に対し、2014年7月24日、総括所見を公表し、同規約2条（人権実現の義務）及び

8条（奴隷及び強制労働の禁止）を根拠として、日本政府に対し、「委員会は、外国人技能実習生に対する労働法制の保護を拡充した制度改正にもかかわらず、同制度の下で性的搾取、労働に関係する死亡、強制労働に達し得る状況に関する報告が多く存在することを、懸念とともに指摘する。委員会の従前の見解のとおり、締約国は、現在の制度を低賃金労働者の雇用よりも能力開発に焦点を置く新しい制度に代えることを真剣に検討すべきである。同時に、締約国は、事業場への立入り調査の回数を増やし、独立した苦情申立て制度を構築し、労働搾取の人身取引その他の労働法違反事案を実効的に調査し、訴追し、制裁を科すべきである。」と勧告し、その上で、上記勧告内容の実施について、1年以内に報告するよう日本政府に求めている。

したがって、厚生労働省及び法務省においては、これらの見解も真摯に受け止め、直ちに適切な対応を取るべきである。

1 2 結語

以上より、別紙「勧告書」記載のとおり勧告を行うことが相当である。

以 上

写真①（報告書19頁，第2・7(3)②ア(イ)事例1参照）



写真②（報告書19頁・第2・7(3)②ア(イ)事例1参照）



写真③ (報告書20頁, 第2・7(3)②ア(イ)事例2参照)



写真④ (報告書20頁, 第2・7(3)②ア(イ)事例2参照)



写真⑤ (報告書20頁, 第2・7(3)②ア(イ)事例2参照)



写真⑥ (報告書20頁・第2・7(3)②ア(イ)事例2参照)



写真⑦（報告書20頁，第2・7(3)②ア(イ)事例2参照）

